平成２６年（フ）第１２２４号
埼玉県川口市大字大竹167―５
破産者　高橋　淳子
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３０号
東京都江戸川区松島４丁目32―２―302
破産者　數藤　尚平
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３１号
東京都江戸川区松島４丁目32―２―302
破産者　數藤　つね
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３２号
東京都江戸川区松島４丁目32―２―302
破産者　數藤　尚一
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４５号
東京都足立区栗原３丁目30―９―302
破産者　山中万由美
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９号
東京都足立区西新井本町５丁目11―14
破産者　富田留美子
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１号
東京都町田市原町田１丁目24―２
破産者　原田　英子
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９３号
神奈川県横浜市磯子区汐見台３丁目９―５
3908棟401
破産者　吉田　　豊
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０９号
東京都墨田区東向島４丁目６―13
破産者　中里　　努
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３４７号
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目20―12―1246
破産者　櫻田　宗万
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３４８号
千葉県柏市柏998―６
破産者　齊田　憲男
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３５０号
東京都中野区本町４丁目11―10
破産者　小山　良子
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４４４号
神奈川県相模原市中央区中央３丁目８―４―１
破産者　高山　　満
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４７６号
東京都江戸川区西葛西３―９―35　グリーンヒル西葛西２―1106、住民票上の住所千葉県成田市大袋255―20　サンパーク成田壱番館208号
破産者　田中　輝一
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４８８号
東京都調布市柴崎１丁目９―６―205、開始決定時の住所東京都調布市西つつじケ丘３丁目６―１―206
破産者　松島　　昭
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９３号
東京都八王子市上柚木1783―６
破産者　成澤　敏朗
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９４号
東京都八王子市上柚木1783―６
破産者　成澤美和子
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１号
千葉県松戸市南花島３丁目45番地９
破産者　株式会社小川塗装店
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９２号
千葉県柏市増尾台３丁目８番41号、開始決定時の住所千葉県柏市若白毛435番地２
破産者　樋爪　　正
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７５号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3456番地の２　シティハイム古ケ崎Ａ―102号
破産者　久下　勝三
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７７６３号
東京都足立区椿２丁目16番９号
破産者　株式会社フットワーク工業
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７６４号
東京都足立区椿２丁目１―４―201
破産者　江川　一夫
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部